

由布市告示第173号

平成28年第4回由布市議会定例会を次のとおり招集する

平成28年11月30日

由布市長 首藤 奉文

- 1 期 日 平成28年12月7日
 - 2 場 所 由布市議会議事堂
-

○開会日に応招した議員

太田洋一郎君	野上 安一君
加藤 幸雄君	工藤 俊次君
鷺野 弘一君	廣末 英徳君
甲斐 裕一君	長谷川建策君
小林華弥子君	佐藤 郁夫君
湊野けさ子君	太田 正美君
佐藤 人已君	田中真理子君
利光 直人君	工藤 安雄君
生野 征平君	新井 一徳君
溝口 泰章君	

○応招しなかった議員

なし

平成28年 第4回(定例)由布市議会会議録(第1日)

平成28年12月7日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成28年12月7日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 報告第19号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第6 議案第109号 由布市子ども医療費助成事業基金条例の制定について
- 日程第7 議案第110号 由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第111号 由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第112号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第113号 由布市税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第114号 由布市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第115号 由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第116号 由布市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議案第117号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第15 議案第118号 由布市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第119号 由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第120号 由布市ほのぼのプラザの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第121号 由布市道の駅ゆふいんの指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第122号 平成28年度由布市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第20 議案第123号 平成28年度由布市介護保険特別会計補正予算(第2号)

- 日程第21 議案第124号 平成28年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第22 議案第125号 平成28年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）
日程第23 議案第126号 由布市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正
について

追加日程

- 日程第1 議案第127号 由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第2 議案第128号 由布市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 請願・陳情について
日程第5 報告第19号 例月出納検査の結果に関する報告について
日程第6 議案第109号 由布市子ども医療費助成事業基金条例の制定について
日程第7 議案第110号 由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に
ついて
日程第8 議案第111号 由布市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正につ
いて
日程第9 議案第112号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第10 議案第113号 由布市税条例の一部改正について
日程第11 議案第114号 由布市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、
設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
日程第12 議案第115号 由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並
びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正につ
いて
日程第13 議案第116号 由布市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運
営に関する基準等を定める条例の一部改正について
日程第14 議案第117号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第15 議案第118号 由布市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について
日程第16 議案第119号 由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
日程第17 議案第120号 由布市ほのぼのプラザの指定管理者の指定について

- 日程第18 議案第121号 由布市道の駅ゆふいんの指定管理者の指定について
日程第19 議案第122号 平成28年度由布市一般会計補正予算（第4号）
日程第20 議案第123号 平成28年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第21 議案第124号 平成28年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第22 議案第125号 平成28年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）
日程第23 議案第126号 由布市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正
について

追加日程

- 日程第1 議案第127号 由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第2 議案第128号 由布市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

出席議員（19名）

1番 太田洋一郎君	2番 野上 安一君
3番 加藤 幸雄君	4番 工藤 俊次君
5番 鷺野 弘一君	6番 廣末 英徳君
7番 甲斐 裕一君	8番 長谷川建策君
9番 小林華弥子君	10番 佐藤 郁夫君
11番 瀧野けさ子君	12番 太田 正美君
13番 佐藤 人已君	14番 田中真理子君
15番 利光 直人君	16番 工藤 安雄君
17番 生野 征平君	18番 新井 一徳君
19番 溝口 泰章君	

欠席議員（なし）

欠 員（3名）

事務局出席職員職氏名

局長 首藤 康志君	書記 馬見塚量治君
書記 小川 晃平君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	相馬 尊重君
教育長	加藤 淳一君	総務課長	衛藤 公治君
財政課長	御手洗祐次君	総合政策課長	奈須 千明君
税務課長	鶴原 章二君		
監査事務局長兼選挙管理委員会事務局長			松田 伸夫君
会計管理者	森山 徳章君	農政課長	伊藤 博通君
水道課長	大久保隆介君	健康増進課長	田中 稔哉君
福祉事務所長兼福祉課長			漆間 尚人君
子育て支援課長	栗嶋 忠英君	保険課長	曾根崎秀一君
商工観光課長	加藤 裕三君		
挾間振興局長兼地域振興課長			平松 康典君
庄内振興局長兼地域振興課長			佐藤 久生君
湯布院振興局長兼地域振興課長			麻生 悦博君
教育次長兼教育総務課長			安部 文弘君
消防長	江藤 修一君	代表監査委員	大塚 裕生君

午前10時00分開会

○議長（溝口 泰章君） 皆さん、おはようございます。

これより平成28年第4回由布市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は19名です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（溝口 泰章君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、17番、生野征平君、18番、新井一徳君の2名を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（溝口 泰章君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの14日間といたしたいと思っております。御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月20日までの14日間と決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（溝口 泰章君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長報告については、お手元に資料として配付いたしておりますので、お目通しをいただき、報告とさせていただきます。

次に、市長の行政報告を受けます。市長。

○市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。それでは、早速行政報告をさせていただきますが、平成28年第4回定例会の開会に当たりまして、議員各位には公私とも大変御多忙の中、御出席をいただきまして、心から感謝を申し上げます。

また、本定例会において提案いたすことにしております、報告1件、議案18件につきましては、どうか、慎重な御審議をお願いいたしますとともに、何とぞ御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

さて、お手元に行政報告をお配りしてあります。御一読いただきますようお願いする次第であります。少しお時間をいただきまして、幾つかの項目について、詳細な御報告を申し上げます。

9月28日には、由布高等学校10周年記念式典が、はさま未来館で開催され、出席をいたしました。中高一貫校としての、この10年、学力の向上はもとより、各分野においても活躍が続きます由布高校には、今後も由布市発展のため、郷土力を兼ね備えた人材育成に大いに期待するとともに、由布市といたしましても、しっかりと応援していくことをお誓いしたところであります。

10月3日は、リオデジャネイロ・パラリンピック陸上女子走り幅跳びに、私たち由布市民、そして、日本の代表として出場されました中西麻耶選手より、競技結果の報告と由布市民の皆様の声援に対するお礼の言葉をいただきました。

10月13日、14日と大牟田市で開催されました第119回九州市長会では、国民健康保険制度及び高齢者医療制度や農林水産業の振興などの14議案の討議を行い、さらに今回の熊本地震を受け、被災市への支援の枠組みを九州市長会で制度化を図っていくため、防災部会が新設されたところでございます。

10月27日には、東九州新幹線の整備計画路線への格上げと新幹線誘致の機運醸成を図るため、官民を挙げた大分県東九州新幹線整備推進期成会設立総会に出席をいたしました。

続いて、11月3日、文化の日は、それぞれの分野から由布市の発展に多大な御貢献をもたらしました、9名の皆様に対して、由布市で初めての功労者表彰式をとり行い、その御功績をたたえるとともに、関係者の皆様にも感謝を申し上げたところであります。

11月14日は、10月15日に開催された第77回大分県畜産共進会にて、出品頭数64頭の頂点に輝き、見事、農林水産大臣賞を受賞されました、「かみたまづる2号」の出品者、小野美代子さんの祝賀会に出席し、その快挙にお祝いを申し上げたところであります。

11月15日は、全国市長会の国民健康保険・介護保険対策特別委員会に出席をいたしました。厚生労働省より、国民健康保険制度と介護保険制度をめぐる最近の情勢について、説明を聴取し意見交換を行った後、各支部市長会から提出された、制度に対する提言・重点提言事項について審議を行ったところであります。

11月19日には、溝口議長、相馬副市長とともに在京由布市会総会へ出席いたしました。会の中で故郷に思いをはせる皆様より、由布市復興に向けた力強いエールをいただき、心強く思ったところであります。

11月27日には、日常生活の利便性や観光振興や観光施設までのアクセス性の向上を初め、さまざまな効果が期待されます、由布岳スマートインターチェンジの開通式をとり行ったところであります。

次に、5,000万円以上の工事請負契約につきましては、契約案件がありませんので、よろしく願いいたします。

以上、報告いたします。

○議長（溝口 泰章君） 市長の行政報告が終わりました。

次に、地方自治法第125条の規定により、平成28年第3回定例会において採択されました請願・陳情の処理の経過と結果について、執行部より報告を求めます。副市長。

○副市長（相馬 尊重君） おはようございます。それでは、第3回定例会で採択をされました請願につきまして、その処理経過について、御報告申し上げます。

受理番号3、受理年月日、平成28年6月1日。市道認定に関する請願につきましては、湯布院町川北の里道についてでございますが、現在、耕地災害復旧工事で復旧予定でございます。工事完成後、土地所有者との協議を行い、道路台帳を整備した上で、市道認定議案を提案する予定でございます。

次に、受理番号8、受理年月日、平成28年8月12日。市道認定に関する請願について。庄内町大龍地区の里道の市道編入につきましては、一部が私有地であることから、関係する地域の皆さんと協議を行っているところでございます。土地所有者との協議を行った上で、道路台帳を整備した上で、市道認定議案を提出する予定でございます。

以上でございます。

○議長（溝口 泰章君） 請願・陳情の処理の経過及び結果報告が終わりました。

次に、由布大分環境衛生組合議会の報告をお願いします。由布大分環境衛生組合議会議長、新井一徳君。

○由布大分環境衛生組合議会議長（新井 一徳君） おはようございます。由布大分環境衛生組合議長の新井です。

平成28年第2回由布大分環境衛生組合議会定例会が由布大分環境衛生組合会議室で、平成28年11月2日午前10時から開催されましたので、その結果について報告をいたします。

会期は、当日1日限りとし、出席議員数は8名全員です。議事事件としては、認定1件、議案1件が上程されました。

まず、認定第1号平成27年度由布大分環境衛生組合歳入歳出決算の認定についてであります。事務局より、歳入歳出決算書に基づいて詳細な説明があり、平成27年度歳入歳出決算額は、収入済み額6億8,430万4,373円、支出済み額6億2,289万2,856円、差し引き残額6,141万1,517円が翌年度繰越金となるとの説明がありました。

次いで、監査委員の大塚裕生氏から決算審査報告があり、審査の期間は平成28年8月9日の1日、松本監査委員と2名で審査を行ったとの報告がありました。審査意見としましては、適切に処理されている旨が報告されました。

運営上の問題としては、退職等に伴う職員の減少やし尿処理施設の老朽化などが今後懸念されるが、環境衛生組合の業務は、地域住民の生活に欠かせないものであるので、今後も、由布市、大分市両市と連携をとり、業務に支障が出ないように体制を図るよう要望された旨が報告されました。

審議の結果、全員の賛成により承認されました。

次に、議案第7号平成28年度由布大分環境衛生組合補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,424万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億7,035万3,000円とするもの。

歳入は、分担金及び負担金を228万9,000円減額し、財産収入を12万円の増額。前年度繰越金を1,641万2,000円増額するものです。

歳出は、総務費を109万円の増額、衛生費を51万8,000円の増額、予備費を1,263万5,000円の増額となっております。

審議の結果、全員の賛成により可決されました。

以上で、平成28年第2回由布大分環境衛生組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（溝口 泰章君） 由布大分環境衛生組合議会の報告が終わりました。

次に、閉会中の各委員会の調査研究の結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、廣末英徳君。

○総務常任委員長（廣末 英徳君） 総務常任委員会委員長、廣末英徳です。

常任委員会調査研修報告書。

本常任委員会は、所管事項のうち、次の事件について、調査研修を行ったので、その結果を下記のとおり、会議規則第110条の規定により報告します。

調査事件、火山防災対策について、移住の取り組みについて。調査研修の期間、平成28年10月3日から10月5日まででございます。調査研修地、神奈川県足柄下郡箱根町、山梨県甲州市。調査研修者、総務常任委員会7名、随行、議会事務局1名であります。

調査研修結果は、下記のとおりでございます。

割愛させていただきますので、よろしくお願いいたします。

今回の研修の目的は、一つに国際的な温泉観光地である神奈川県箱根町の平成27年5月に報じられた大涌谷の噴火警戒警報に対する箱根町議会としての対応を学ぶこととでございます。もう一つは、山梨県甲州市が行っている移住への取り組みを学ぶことにありました。

まず、大涌谷の噴火については、テレビ放送などで御存じな方も多いと思いますが、温泉観光地が抱える観光客の安全確保と風評被害という悩みです。国や県、町の取り組みについては、マスコミ報道されますが、町議会としての取り組みについてはマスコミが報道することはありませんでした。箱根町の対応については、報告書に詳しく記載しておりますので、一読願いたいと思います。

3ページ目の下の8行目以後に議会の対応を書いています。特に災害対応については、町当局の動きを邪魔しないよう行動を行ったとのことで、箱根町議会災害対策会議設置要綱をつくり、議員行動マニュアルも設定して、行動に当たったとのことであります。由布市議会においても、至急に早急に対応を考慮すべきと痛感したところであります。

次に、山梨県、その前にちょっと3ページをごらんください。ちょっと気になったことを、ちょっと述べさせていただきます。

監視所の設置、放送設備を4カ国語でのアナウンス放送、4カ国語での避難場所の表示、救護所の設置などの安全対策を行ったとあります。この4カ国語でございます。由布市には少し前向きで検討していただきたいと思っております。

次に、山梨県甲州市につきましては、4ページの中段以後に記載していますが、国の地方創生加速化交付金2次募集に応募し、甲州市交流・移住活性化事業として、住宅情報総合ポータルサイト構築、移住支援コンシェルジュ組織設立と、お試し移住施設整備の実施計画が事業採択されたということで、積極的な事業展開を行ってまいりました。

お試し移住施設整備とは、5ページをお開きください。お試し移住施設整備事業は、移住を判断するに当たり重要な要素である現地での生活体験と。ここに先進地である甲州市は、現地の生活体験を実施をしているということで、現在募集をしておりました。その下に下段にあります魅力発信事業として、甲州らいふを発行しています。これは年に2回、10月と3月に発行しており、山梨県立大学と連携して発行をしておりました。甲州市に行ってもらおう。行ってもらえば、中身がわかる。甲州市に住んでみたい。そういう意味だと思います。甲州市を知ってもらおう、甲州市へ行ってみよう、甲州市に住んでみようというテーマに学生がみずから取材、編集を行い、若者の目から見た甲州市の魅力発信を主に移住者向けに発行するものです。由布市でも地域の発信、魅力を発信し、移住者へのサポート体制の充実を進めていくべきと実感をしたところであります。

今回の研修の目的は、一つ、私たちの大事な問題提起された甲州市、移住された方の感想は、都会に比べて人間関係の濃さに感心してるようで、「移住者みずから行動し、地域に溶け込んでいく姿勢が大切。一度溶け込んでしまえば、その後はおせっかいなぐらい情が厚い」ということで、季節ごとの景色の移り変わりなど「果樹が風景を演出してる」この感想で、自然に憧れているという理由が多いようです。

由布市でも地域の魅力を発信し、移住者へのサポート体制の充実を進めていくべきだと実感したところであります。

観光先進地の箱根町長、また、議長、お忙しい中、御挨拶をいただき、ありがとうございました。ましては、この甲州市におかれましては、パワーポイントでの、説明をしていただき、長時間にわたって説明を受けました。また、私どもの副委員長の鷲野議員が若いときに、甲州市で農業者の経験農業者って言うんですか、そこのブドウ園にも農家にも行かせていただき、農家のワインづくりの販売店、ワインづくりの苦労されてる、また、新しい品種を毎年毎年研究努力して育てていく大変さも教えていただきました。この場をかりて、お礼申し上げます。ありがとうございました。今後、私たちは、この研修を生かしていきたい。甲州市、箱根町、本当に生の体験をさせてもらったことに、お礼を、この由布市に生かしていきたいと思っております。総務常任委員会の調査研修報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（溝口 泰章君） 次に、教育民生常任委員長、淵野けさ子さん。

○教育民生常任委員長（淵野けさ子君） 皆さん、おはようございます。教育民生常任委員会委員長、淵野けさ子でございます。常任委員会調査研修の報告をさせていただきます。

本常任委員会は、所管事項のうち、次の事件について調査研修を行ったので、その結果を下記のとおり、会議規則第110条の規定により報告いたします。

調査事件、南島原市布津福祉センター「湯楽里」について、廃校を利用した南島原食堂について

て。調査研修の期間は、平成28年11月7日から11月8日、2日間でございます。調査研修地は、長崎県島原市。調査研修視察者は、教育民生常任委員会全員と随行員として、議会事務局でございます。

裏面をお開きください。

南島原市の概要は、市制の施行は、平成18年3月31日に8町が合併し、新市南島原市が誕生しております。面積は170.11平方キロメートル。人口は4万8,299名で、世帯数といたしましては、1万9,003世帯です。

視察の目的は、布津福祉センター「湯楽里」の現状についてと廃校を利用した南島原食堂についてでございます。今回の視察では、南島原市のほかに、翌日、佐賀県小城市のVIVOビレッジ健康村を視察いたしました。VIVOとはラテン語でともに生きようという意味です。メディカルフィットネスVIVOでは、健康スポーツ医師、管理栄養士、保健師、健康運動指導士、健康運動実践指導者による専門分野のスタッフが運営しています。事務とスタジオ、プールと温泉、岩盤浴が生活習慣病での利用によいとされておりまして。

それでは、視察を終えて、まず、福祉センター「湯楽里」については、最初は南島原市役所にて説明を受け、その後に移動し、現地にて、南島原市社会福祉協議会の事務局長より説明をいただきました。「湯楽里」は、合併前の布津町が建設をしていました。周りは海が見え、大変すばらしい景色が見えるところでした。当初は利用者が10万人を超えていたそうです。平成27年度実績では、利用者は約7万9,000人、売り上げが2,905万1000円で、当初に比べると減っております。人口減によるもので、どこも同じ悩みだと感じました。今後、健康増進に向けて対策を考えたいとのことでした。建物は2階建てですが、1階は保健センターで、市の直営となって、2階が福祉センター「湯楽里」で、社会福祉協議会が指定管理者となって経営しております。

由布市においても、健康温泉館「クアージュゆふいん」は、平成3年建設、平成27年度に起債の返済も完了していますが、老朽化が激しく、今後どのような形の運営が望ましいのか等は、これまで委員会でも議論をされてきた経緯があります。そのような状況を鑑み、視察研修をいたしました。

南島原食堂は、南島原総合的シティプロモーション事業として取り組まれておりました。「おかえりなさいのまち南島原」プロジェクトにより、定住促進、「住み続けたいまち」、「住んでみたいまち」の実現を目指しております。当初5,000万円の予算で秘書広報課が担当し、市の魅力的な拠点・観光拠点としての集客を狙っています。学校の教室ですので、1日90人が限度です。メニューは特産のそうめんを使い、地産地消で16種類の器に盛った料理は華やかで、食欲をそそり、行ってみたい、食べてみたい、そんな気持ちになりました。廃校を利用し、地域

活性化、地域おこしになるヒントになればと感じました。

最後に、佐賀県小城市にあるV I V Oビレッジ健康村は、一体的なメディカルチェックができるシステムになっていました。ここは個人の病院が経営していましたので、現地に行き、担当職員に説明をいただき、施設を見学させていただきました。

由布市は素晴らしい温泉の恵みがありますので、クアオルト構想をさらに深め、観光ともつなげられるようなメディカル・ツーリズムの体制を整えばよいのではと感じました。

以上で報告を終わります。

○議長（溝口 泰章君） 次に、産業建設常任委員長、甲斐裕一君。

○産業建設常任委員長（甲斐 裕一君） 皆さん、おはようございます。では、ただいまから産建常任委員会の視察報告をいたしたいと思えます。

本常任委員会は、所管事項のうち、次の事件について調査研修を行ったので、その結果を下記のとおり、会議規則第110条の規定により報告いたします。

日時は、平成28年11月7日から9日の3日間でございます。視察先は、鹿児島県鹿屋市、JA鹿屋、熊本県益城町。それから、視察の内容といたしましては、きもつき大地ファームの取り組みについて。それと、熊本地震による町・産業への被害、復興状況について視察をしてまいりました。参加者は、委員会の全員でございます。随員として、議会事務局からお願いしております。

では、JA鹿屋きもつき、きもつき大地ファームについて報告いたします。

きもつき大地ファームの設立は、高齢化と後継者不足のため、JA鹿屋きもつきで設立しております。平成21年畜産繁殖農家4戸と大規模繁殖経営組織ということで、きもつき大地ファームを設立したようであります。本組織では、繁殖雌牛1,000頭を飼育し、年間1,000頭の子牛生産を目標としているようでありました。なお、子牛は生後10日で親牛から離され、人工哺育をしているとのこと。この経営に大きな役割をしているのがTMRセンター、完全混合飼料の製造、販売の稼働であります。TMRセンターについては記載しているとおりでございます。現在の状況といたしましては、飼料販売の売り上げは1億8,800万円、子牛の出産頭数は1,008頭、出荷頭数は944頭でありました。

次に、熊本地震による町・産業への被害・復興状況について、熊本県益城町を訪れました。人口は3万3,396人、世帯数1万3,026世帯、総面積が65.68平方キロメートルでございました。これは28年8月末現在でございます。

熊本地震発生時の状況については、ここに記しているとおりでございますが、町内の災害の状況については、人的被害として、死者27名、震災関連死が7名を含んでおります。重傷者は101名、軽傷者は43名で、建物被害は総計1万1,265件。内訳は、全壊3,424件、大

規模半壊は968件、半壊が2,538件、一部損壊4,335件となっております。避難者としては、直後の避難者につきましては、約7,000人が指定避難所に避難しておりましたが、地域では、自主避難していたとされる方が道路の寸断等で把握できておらず、さらに多くの町民が避難していたものと推定されるとの説明がありました。

次に、地震発生後の行政、議会の対応についてございますが、当日、災害復興作業の忙しい中にもかかわらず、稲田議長と堀部事務局長が対応していただきました。災害時の町の対応、議会の対応についての説明を受けましたが、行政は災害対策本部を直ちに設置し、いち早く罹災証明の受付準備にかかり、町内をくまなく調査して、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊に分別を行ったようであります。由布市もそうございましたが、益城町もこの判定に市民の反発は非常に大きかったようであります。証明申請といたしましては、1万1,632件でありました。行政もですが、議会の対応に対しても、住民から議員に対して、ひどいものがあったとのことであります。そこで議会は早速会議を開き、議員が地元地域を1戸1戸回り、また、自治区の会合には参加して、住民の声を聞いて回り、行政に報告したとのことであります。余談でございますが、議長の家も被災し、田んぼの片隅に仮設住宅をして住んでるようでありました。現在も住んでるようであります。

現状であります、ここに書いてあるとおりであります、特に役場庁舎は1メートル強の陥没をしたため、仮設庁舎での事務作業を行ってらるようでありました。このため、事務もままならぬとのことであります。後で聞いた話であります、今回の地震により、町職員は2交代での災害対策を行っており、心のケアの必要な職員が出てきたとのことでございました。

研修の総括でございますが、JA鹿児島きもつきにつきましては、由布市においても1戸農家による経営のため、黒字経営は望めず、また高齢者のため、今後の畜産農家が大きく減少される中、市、農協、協会の3者が連携を図り、由布市豊後牛の育成に努めることが望まれると感じた次第であります。

また、益城町におきましては、由布市でも地震発生時、その後の対策・対応については同じようなものと思いますが、益城町の場合は現状のすさまじさ、復興の進捗は倍に値すると感じられました。益城町、由布市の市民の皆さんの心と町並みの早い復興を祈念して、視察報告といたします。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議会広報編集委員長、田中真理子さん。

○議会広報編集特別委員長（田中真理子君） 皆さん、おはようございます。議会広報編集特別委員長の田中真理子です。特別委員会調査研修報告をいたします。

本特別委員会は、所管事項のうち、次の事件について調査研修を行ったので、その結果を下記

のとおり、由布市議会会議規則第110条の規定により報告をいたします。

日時は、平成28年1月17日。視察先は、福岡県新宮町です。視察内容は、議会だよりの編集についてと議会広報を活用した議会の情報発信についてです。参加議員は記載のとおりです。調査研修結果ですが、裏面をお開きください。

新宮町の概要について、簡単に説明をいたします。新宮町は福岡県の北西部に位置し、総面積18.93平方キロメートルの小さな町です。福岡市に隣接する新宮町は、広域的なアクセスに恵まれ、中央駅周辺的大型店舗や複合商業施設の進出、高層マンションの建設が相次ぎ、人口が減少していく市町村が多い中で、全国で最も高い人口増加率、人口増加率は3年連続日本一を誇っています。平成22年から27年の5年間で5,600人増加し、現在の人口は3万1,426人です。ちなみに、平成22年が2万4,679人でした。

続きまして、新宮町の議会広報編集特別委員会、新宮だよりの概要ですが、企画、印刷ということは、余り変わりありませんでしたが、この議会は議員数が12名です。それで編集体制を各常任委員会から2名ずつの6名、任期は2年、正副委員長は委員の互選によるということでした。

特に目についたとこだけ報告しますが、予算の中に、全国町村議会広報クリニックに研修に行ってるということでした。そのための費用を42万円かけております。それから一般質問ですが、質問の要約の原稿は質問者が作成をします。答弁の要約については、本人以外の担当の委員が原稿を作成しております。そのときに使っているソフトがページレイアウト「InDesign」というものを使用して編集をしております。そこで、スケジュールについて説明を受けました。原稿依頼は定例会の前の月の25日前後ということでした。第1回の広報委員会を定例会の初日に行っております。もう既にそのときにページ割、内容、表紙の写真、役割分担、編集日程について話をしております。原稿の締め切りは定例会の最終日の5時までとなっております。最終日の翌日から四、五日間かけて、班で作業しております。そのときには、掲載記事、それから写真撮影、レイアウトまで、全て「InDesign」を使って作業しております。その後6回ぐらいの広報委員会を重ねて、もう翌月の25日には広報が発行できるようになっております。このような説明を委員長から受けました。その後に意見交換をしました。そのときに、なぜ、短時間で発行できているのかということについて疑問を持ったんですが、印刷会社と同様のソフトを使用して、「InDesign」というのを使っていますので、ページ、レイアウトを使用して、編集作業ができるということです。そして、班別で行っているんで、A班、B班に分けて、3名ずつ。そのうちの1人はパソコンを駆使できるということでした。それともう一つは、議事録作成支援システムというものを使用しております。この議事録作成支援システムの導入につきましては、一番下を書いてありますが、人間の発言内容をコンピュータを用いて文字化する音声認識を基本技術として、音声の録音・認識、音声の再生及び議事録の修正・編集を行う機能を有するシ

システムです。これは使うことによって、情報公開、議事録作成のスピード化、時間の有効活用等、業務コストの削減、その他の会議への利用等が上げられるということでした。これを使うことによって、もう、その日に既に議事録内容が上がってきますので、日にちをかけずに、自分が何を質問し、何をどうしたかとかいうのがその日にわかるので、短時間にレイアウトできるということでした。

まとめとしまして、この町は議員数10名で、複数委員会で所属できる町議会でしたが、若手と先輩議員とで、それぞれ分担しながら、インパクトのある、メリハリのついた広報紙を作成していました。ページレイアウト「InDesign」やパソコンを利用することで、スピード化やレイアウトを効率的に配置。特に、今回、議事録作成システムを使用することで、即時性のある広報紙、独自性のある広報紙ができる可能性もあると思いました。限られた紙面の利用に、全国町村議会広報クリニックへの挑戦も検討していきたいと考えています。議会の規模、内容等で課題もありますが、それぞれに特徴を出しながら、読みやすい、わかりやすい広報紙を目指しながら協議して取り組んでいきたいと思いました。パソコンを使える使えない世代もあるんですが、やはり、これからの時代はパソコンを使いながら、いかに時間を有効的に過ごすかとして、研修、それから広報活動していくかというのが大事だなということを教えられました。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 以上で、閉会中の各委員会の調査研修報告を終わります。

日程第4. 請願・陳情について

○議長（溝口 泰章君） 次に、日程第4、請願・陳情についてを議題とします。

議会事務局長に請願・陳情の朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長（首藤 康志君） 議会事務局長です。

それでは、お手元に配付の請願並びに陳情文書表により朗読いたします。

なお、請願者、陳情者、紹介議員の氏名につきましては、敬称を略させていただきます。また、付託委員会名につきましても省略させていただきます。

まず、請願から読み上げます。

受理番号10、件名、市道認定に関する請願書、請願者、由布市庄内町〇、湊6区自治委員大久保眞一ほか1名。紹介議員、工藤俊次、佐藤郁夫、鷺野弘一。

受理番号11、件名、犯罪被害者等の支援に関する条例制定を求める請願書、請願者、由布市湯布院町〇〇、平野耕吉ほか2名。紹介議員、加藤幸雄、田中真理子、長谷川建策。

受理番号12、件名、市道認定に関する請願書について、請願者、由布市湯布院町〇〇〇〇〇、東石松1区自治委員、小山和義。紹介議員、小林華弥子、長谷川建策。

次に、陳情を読み上げます。

受理番号7、件名、交通事故回避と健康寿命維持のため、ユーバスの運行と経費の抜本の見直しを求める陳情、陳情者、湯布院町〇〇〇〇〇〇〇〇、谷千鶴。

受理番号8、件名、スクール車両を、校区の福祉サービスや地域振興に活用してください。陳情者、湯布院町〇〇、谷千鶴。

受理番号9、件名、費用対効果の高いユーバス運行のため、当事者・市民による運行の仕組みを求めます。陳情者、湯布院町〇〇、谷千鶴。

受理番号10、件名、生活インフラの維持管理のため、経験・能力のある職員を緊急に増員してください。陳情者、湯布院町〇〇、谷千鶴ほか1名。

以上でございます。

○議長（溝口 泰章君） ただいまの請願3件、陳情4件については、会議規則第141条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

日程第5. 報告第19号

日程第6. 議案第109号

日程第7. 議案第110号

日程第8. 議案第111号

日程第9. 議案第112号

日程第10. 議案第113号

日程第11. 議案第114号

日程第12. 議案第115号

日程第13. 議案第116号

日程第14. 議案第117号

日程第15. 議案第118号

日程第16. 議案第119号

日程第17. 議案第120号

日程第18. 議案第121号

日程第19. 議案第122号

日程第20. 議案第123号

日程第21. 議案第124号

日程第22. 議案第125号

日程第23. 議案第126号

○議長（溝口 泰章君） 次に、本定例会に提出されました報告第19号の報告1件、議案第109号から議案第126号までの議案18件について、一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは上程されました議案につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げます。

本定例会で御審議をお願いいたします案件は、報告1件、議案18件でございます。

まず、報告第19号例月出納検査の結果に関する報告については、監査委員による監査報告でありますので、代表監査委員より報告をいたします。

次に、議案第109号由布市子ども医療費助成事業基金条例の制定については、由布市子ども医療費助成事業基金を設置することにより、子ども医療費助成事業の円滑な運営及び子育て支援の向上に資するため、条例を制定するものでございます。

議案第110号由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び議案第111号由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正については、人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じ、民間のボーナスの支給割合に見合う引き上げを行うため、由布市議会並びに常勤の特別職の期末手当の支給月数の改正を行うものであります。

議案第112号由布市職員の給与に関する条例の一部改正については、人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じ、行政職給料表及び勤勉手当の支給月数の改正を行うものであります。

議案第113号由布市税条例の一部改正については、所得税法等の一部改正に伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る市民税の課税の特例を定めるため、改正を行うものであります。

議案第114号由布市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、議案第115号由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、及び議案第116号由布市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正については、厚生労働省令の一部改正に伴い、必要な改正を行うものでございます。

議案第117号由布市国民健康保険税条例の一部改正については、所得税法等の一部改正に伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例を定めるため、改正を行うものであります。

議案第118号由布市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正については、小中学生に係る一部自己負担となっている医療費を助成し、保健の向上を図るため、必要な改正を行うものでございます。

議案第119号由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正については、児童扶

養手当法施行令の改正に伴い、条文の整備をするものでございます。

議案第120号由布市ほのぼのプラザ指定管理者の指定について及び議案第121号由布市道の駅ゆふいんの指定管理者の指定については、両施設の指定管理期間が、平成29年3月末をもって終了するのに伴い、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者として指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

今議会に提案しております2施設につきましては、指定管理者選定委員会の審査を経て、議案第120号については社会福祉法人由布市社会福祉協議会が、議案第121号については有限会社ゆふいん道の駅が候補者として選定されているところでございます。

議案第122号平成28年度由布市一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出にそれぞれ6億1,746万9,000円を追加し、予算総額を210億3,999万4,000円にお願いするものであります。

歳入は、市税や国庫並びに県支出金、繰入金、市債などを計上しております。国庫支出金につきましては、臨時福祉給付金や災害に関する国庫補助金等となっております。繰入金については、財政調整基金を取り崩しての繰り入れとなっております。

歳出では、熊本・大分地震対応事業として、損壊家屋解体撤去業務や里道等の復旧補助金を計上しているほか、経済対策による臨時福祉給付金や都市再生整備計画事業が主なものとなっております。繰越明許につきましては、臨時福祉給付事業や道路維持事業の追加と観光情報発信拠点整備事業の変更となっております。債務負担行為につきましては、市報ゆふの印刷製本業務委託に伴うもの、地方債補正につきましては、3件の事業変更をお願いするものでございます。

議案第123号平成28年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出にそれぞれ1億175万9,000円を追加し、予算総額を41億3,382万5,000円にお願いするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金を増額するもので、歳出では、総務費、保険給付費を増額するものであります。

議案第124号平成28年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出にそれぞれ1,028万4,000円を追加し、予算総額を7億45万4,000円にお願いするものであります。

歳出の主なものは積立金の増額で、歳入では雑入の増額であります。

議案第125号平成28年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的予算の収益的支出では、主に配水及び給水費を増額し、総係費を減額するものであります。

資本的予算の資本的支出では、上水道施設費を増額するものでございます。

議案第126号由布市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について

は、人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じ、民間のボーナス支給割合に見合う引き上げを行うため、教育長の期末手当の支給月数の改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（溝口 泰章君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、報告第19号例月出納検査の結果に関する報告について報告を求めます。大塚代表監査委員。

○代表監査委員（大塚 裕生君） 代表監査委員の大塚です。それでは、報告第19号について御報告申し上げます。

報告第19号例月出納検査の結果に関する報告について。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果に関する報告を別紙のとおり提出する。平成28年12月7日提出。由布市代表監査委員、大塚裕生。

1ページから3ページに報告の内容を記載しております。地方自治法第235条の2第1項の規定により、平成28年7月分、8月分、9月分の例月出納検査をそれぞれ8月25日、9月26日、10月24日に実施いたしました。

検査の対象は、会計管理者と企業出納員の保管する各月末日現在の現金のあり高と出納状況です。

現金のあり高、出納関係諸帳票等の係数の正確性の検証と現金の出納事務が適正に行われているかを検査いたしました。検査の結果、資料の係数は帳票の係数と一致しており、適正に処理されていると認められました。

以上で報告を終わります。

○議長（溝口 泰章君） 例月出納検査の結果に関する報告が終わりました。

ここで、暫時休憩します。再開は11時10分といたします。

午前10時57分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（溝口 泰章君） 再開します。

次に、ただいま上程されました各議案について詳細説明を求めます。

まず、議案第109号について詳細説明を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（栗嶋 忠英君） 子育て支援課長です。議案第109号について詳細説明をいたします。

議案第109号由布市子ども医療費助成事業基金条例の制定について。由布市子ども医療費助

成事業費基金条例を別記のように定める。平成28年12月7日提出、由布市長。

提案理由、由布市子ども医療費助成事業基金を設置することにより、由布市子ども医療費助成事業の円滑な運営を図ることによる。

次のページをお願いします。

基金条例の内容になりますが、内容説明の前に今の状況を簡単に説明させていただきます。

由布市の子ども医療費の助成は、県下でも早い段階から中学生まで対象年齢を拡大してきました。ただし、一部自己負担金として、通院は1医療機関ごとに1日500円で、月に4回の2,000円を上限に、入院は月14日の7,000円を上限とし、1日500円以上支払った差額を償還払いで振り込みをしております。この一部自己負担金を市が支払うことで中学生まで無料となります。この一部自己負担に充てる財源として、基金を設立し、子ども医療費助成事業の運営を円滑にするための制定をお願いするものでございます。

それでは内容になりますが、第1条では基金の設置について、子ども医療費助成事業の円滑な運営を図るための設置としています。第2条では積み立てとして、予算の定める額としています。第3条では管理方法として、基金に属する現金は金融機関への預金、その他最も確実かつ有効な方法による保管、2項では基金に属する現金は最も確実かつ有利な有価証券に変えることとしております。第4条では運用基金の処理として、基金の運用から生ずる収益は予算に計上し、この基金に編入する。第5条では処分として、この基金は第1条の子ども医療費助成事業に要する経費に充てる場合に限り、一部または全部を処分することができるとしております。6条では必要な事項は市長が別に定めることとしております。附則といたしまして、この条例の施行については公布の日からとしております。

以上でございます。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第110号から議案第112号まで、続けて詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（衛藤 公治君） 総務課長です。議案第110号から議案第112号について、議案番号に沿って、詳細説明をさせていただきます。

まず、議案第110号でございます。議案第110号由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成28年12月7日提出、由布市長。

改正の内容につきましては、期末勤勉手当を年間0.1月引き上げることとする人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じ、市議会議員の期末手当の支給月数を0.1月引き上げまして、3.0月とする改正を行うものです。

次ページをお開きください。

第1条につきましては、平成28年12月支給分の期末手当の支給月数を既に支払い済みの6月分と合せまして、0.1月引き上げる改正を行いまして、第2条におきまして、第1条で引き上げました支給月数を平成29年4月1日以降、6月と12月の支給月数にそれぞれ0.05月ずつ振り分け、支給月数を1.475月と1.525月とし、計3月とする改正を行うものでございます。

続きまして、議案第111号でございます。議案第111号由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について。由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成28年12月7日提出、由布市長。

本改正につきましては、議案第110号同様、人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じ、常勤特別職の期末手当の支給月数を0.1月引き上げ、3.0月とする改正を行うものです。次ページに記載の第1条、第2条の改正内容につきましては、先ほど御説明をさせていただきました議案第110号と同じでございます。

続きまして、議案第112号でございます。議案第112号由布市職員の給与に関する条例の一部改正について。由布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成28年12月7日提出、由布市長。

次ページをお開き願います。

第1条につきましては、主に人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じ、行政職給料表の平均を0.2%引き上げるため、別表第1の改正を行うものです。

2枚めくっていただきたいと思えます。

第2条、第3条につきましても、人事院勧告に準じ、勤勉手当支給月数を改正するものでございます。2条につきましては、平成28年12月支給分の勤勉手当の支給月数を既に支給済みの6月分と合わせまして、職員は0.1月、再任用職員は0.05月引き上げる改正を行い、第3条におきまして、第2条で引き上げました支給月数を平成29年4月1日以降、6月と12月の支給月数にそれぞれ職員は0.05月、再任用職員は0.025月ずつ振り分けを行い、6月と12月それぞれの支給月数を職員は0.85月、再任用職員は0.4月とする改正を行うものでございます。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第113号について詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（鶴原 章二君） 議案第113号について詳細説明をいたします。

議案第113号由布市税条例の一部改正について。由布市税条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成27年12月7日提出、由布市長。

裏面をお願いいたします。

この改正は所得税法等の一部を改正する法律の公布により、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律が平成29年1月1日より施行されることによる改正となっております。

新旧対照表をお願いいたします。まず、20条の2第1項から第5項につきましては、外国に所在する組織体を通じて、日本国内居住者が支払いを受ける特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の特例を規定するものでございます。

次に、20条の3につきましては、附則第20条の2を新設しましたことにより条ずれが生じたため、整備する改正となっております。

なお、附則といたしまして、この条例の施行期日は平成29年1月1日となっております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第114号から議案第116号まで、続けて詳細説明を求めます。健康増進課長。

○健康増進課長（田中 稔哉君） 健康増進課長でございます。議案第114号から第116号まで、引き続き説明をさせていただきます。

議案第114号由布市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について。由布市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成28年12月7日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。

由布市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例。由布市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

改正部分が大変広くございますので、主な部分のみ説明をさせていただきます。

11枚をめくっていただきますと新旧対照表がございますので、まず、そちらのほうをよろしくをお願いいたします。

今回の改正内容につきましては、現行と改正案を新旧対照表に掲載させていただいております。下に線を引いておる部分がそれぞれの改正部分でございます。

厚生労働省令の地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴うものでございます。主な改正点といたしましては、改正案の第61条の2から第61条の38でございますが、介護保険制度の改正に伴う地域密着型通所介護等の基準の追加でございます。具体的には、利用定員18人以下の事業所の指定権限が県から市町村に委譲されることによりまして、申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定めておるものでございます。

それから、第87条及び第194条につきましては、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の登録定員及び登録定員のうち、通所サービスを利用できる利用者定員をそれぞれ増員できる規定の変更で、最大登録定員を25人から29人にいたすもので、このうち、通所サービスを利用できる定員を18人へ変更するものでございます。

また、132条から205条につきましては、厚労省が定める基準省令変更に伴う文言の変更でございまして、複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護への変更や地域密着型通所看護の基準の追加に伴う準用の変更でございまして。

引き続きまして、議案第115号でございまして。議案第115号由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について。由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成28年12月7日提出、由布市長。

次のページをお開きください。

由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

本条例の改正部分も大変広うございますので、2枚めくって、新旧対照表のほうをよろしくお願いたします。

今回の改正内容につきましては、現行と改正案を記載しておりまして、下に線を引いている部分はその改正部分でございます。本条例改正も厚生労働省令の一部改正に伴う条例改正でございまして、主な改正点といたしましては、厚労省が定める基準省令変更に伴う文言の変更で、改正案の第46条及び介護予防小規模多機能型居宅介護の登録定員及び登録定員のうち、通所サービスを利用できる定員をそれぞれ増員できる規定の変更で、改正案の49条がその関係となっております。

続きまして、議案第116号をお願いいたします。議案第116号由布市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について。由布市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成28年12月7日提出、由布市長。

次のページをよろしくお願いたします。

由布市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等

を定める条例の一部を次のように改正する条例。由布市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

次のページをお開きください。新旧対照表もあわせてごらんいただきたいというふうに思います。

第12条中、「初回訪問時または利用者もしくは」の部分を「初回訪問時及び利用者または」に改めるものでございます。

それから、第15条第1項中の地域包括支援センター運営協議会の次に、（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう）を加えるものでございます。附則といたしまして、この条例は平成29年1月1日から施行する。

ただいま説明をいたしました内容につきましては、厚生労働省令の一部改正でございまして、厚生省が定める基準省令変更に伴う文言等の変更で改正を行うものでございます。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第117号について詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（曾根崎秀一君） 保険課長です。議案第117号について詳細説明を行います。

議案第117号由布市国民健康保険税条例の一部改正について。由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成28年12月7日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。

今回の一部改正は、所得税法等の一部を改正する法律、平成28年法律第15号により、外国人居住者等の所得に対する相互主義による所得税の非課税に関する法律の施行に伴うもので、この施行が平成29年1月1日からとされたことによるものでございます。

内容につきましては、住民税の課税の特例として、特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額が分離課税となりますが、国民健康保険税の所得割の算定及び軽減判定に用いる総所得については、従来どおり、特例適用利子等の額及び特例配当等の額を総所得に含めるための規定の整備でございまして、特例適用利子等及び特例適用配当等とは、国内居住者が支払いを受ける事業所得のうち、外国において設立された団体の所得として取り扱われる特定対象事業所得に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得となります。

次に、新旧対照表をお願いいたします。

附則第17項に特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定を加えております。

次のページ、附則18項に特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定を加えております。附則17項、18項を新設したことにより、次のページ以降につきましては、条ずれが生じたため、整備を行うものでございます。

なお、附則で、この条例の施行については、29年1月1日からとなっております。

以上でございます。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第118号及び議案第119号について続けて詳細説明を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（栗嶋 忠英君） 子育て支援課長です。議案第118号から119号まで、詳細説明をいたします。

議案第118号由布市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について。由布市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成28年12月7日提出、由布市長。

次のページをお願いします。

議案109号で基金条例の制定をお願いしております。助成を行う上での改正と規定となります。内容になりますが、第3条第2項第1号中では、助成対象者の由布市ひとり親家庭医療費助成に関する条例「平成17年条例第125号」を「平成24年条例第25号」に改め、第4条の2に1項を加え、当分の間、助成を行うとしております。また、附則として、この条例の施行は平成29年4月1日から施行するとしております。また、経過措置として、この条例による規定は平成29年4月1日以降から適用し、3月31日までに受け取った保険給付に係る助成は従前の例としております。

引き続き、議案第119号について詳細説明をいたします。

議案第119号由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について。由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成28年12月7日提出、由布市長。

次のページをお願いします。

児童扶養手当法の改正は、今まで全部支給されておりました支給額に所得に応じた一部支給額が3項加わっております。それによりまして、由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の助成対象者の制限も3項ふえることにより、条文の整備をするものでございます。内容になりますが、助成対象者の制限第4条第3号中、「施行令第2条の4第5項」を「施行令第2条の4第8項」に、同条第5号中、「施行令第2条の4第4項」を「施行令第2条の4第7項」に、同条第6号中、「施行令第2条の4第5項」を「施行令第2条の4第8項」に改めます。附則として、公布の日から施行としております。

以上でございます。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第120号について詳細説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長兼福祉課長（漆間 尚人君） 福祉事務所長です。議案第120号の詳細説明を行

います。

議案第120号由布市ほのぼのプラザの指定管理者の指定について。由布市ほのぼのプラザの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成28年12月7日提出、由布市長。

施設名及び所在地、由布市ほのぼのプラザ、由布市庄内町庄内原365番地1、指定管理者、社会福祉法人由布市社会福祉協議会、指定管理期間、平成29年4月1日から平成33年3月31日までの4年間。指定条件、施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う。指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取り消しまたは停止を行う。由布市ほのぼのプラザの指定管理者の選定につきましては、由布市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第2号によりまして、公募によらない候補者の選定がなされております。現在の指定管理受託者は由布市社会福祉協議会でございますが、引き続き、由布市社会福祉協議会を指定管理者と指定し、当該施設の管理運営を行うものでございます。

資料としまして、指定管理選定委員会の報告書、指定管理運営業務仕様書、指定申請書、協定書案を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第121号について詳細説明を求めます。湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（麻生 悦博君） 湯布院振興局長でございます。議案第121号について詳細説明を申し上げます。

議案第121号由布市道の駅ゆふいんの指定管理者の指定について。由布市道の駅ゆふいんの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成28年12月7日提出、由布市長。

施設名及び所在地、由布市道の駅ゆふいん、由布市湯布院町川北899番地76ほか、指定管理者、有限会社ゆふいん道の駅、代表取締役高田敏和、由布市湯布院町川北899番地76、指定管理期間、平成29年4月1日から平成33年3月31日まで、指定条件、施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う。指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取り消しまたは停止を行う。当施設の指定管理者の選定につきましては、由布市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第2号により、公募によらない指定管理者の選定をしています。現在の指定管理者受託者は有限会社ゆふいん道の駅ですが、引き続き、有限会社ゆふいん道の駅を指定管理者として指定し、当施設の管理運営を行うものです。

資料としまして、選定委員会の報告書、指定管理運営業務仕様書、指定申請書、協定書の案を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第122号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（御手洗祐次君） 財政課長です。予算書に従いまして、説明をいたします。補正予算書をごらんください。なお、平成28年度12月補正予算の概要は、主な補正事業の内訳、財源の内訳などを掲載しておりますので、予算書の補足資料として、御参照していただきたいと思っております。

議案122号平成28年度由布市一般会計補正予算（第4号）。平成28年度由布市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億1,746万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ210億3,994万4,000円とする。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条、繰越明許費の追加及び変更は、第2表、繰越明許費補正による。第3条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第3表、債務負担行為による。第4条、地方債の変更は、第4表、地方債補正による。平成28年12月7日提出、由布市長。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正です。歳入歳出の款項ごとに補正額を計上しております。詳細につきましては、事項別明細書で御説明をいたします。

4ページをお願いします。第2表、繰越明許費補正の追加については、国の経済対策による臨時福祉給付金事業とその事務費となっており、その下、道路維持事業については、挾間町三船の管渠つけかえ工事となっておりまして、今回、3件をお願いをするものです。

変更につきましては、観光情報発信拠点整備事業で、由布院駅前に建設予定のTICの建設事業費となっております。

5ページをお願いします。第3表、債務負担行為補正です。市報ゆふ印刷製本業務委託803万円は、平成29年4月号の発行準備のための編集期間を要するため、債務負担行為をお願いするものです。右側の第4表の地方債補正につきましては、今回はTIC建設工事費と道路改良工事費の2件を追加し、計3件を変更するものでございます。増額が2件、減額が1件ということで、限度額を増額補正するものであります。

地方債の補正後の限度額の合計は、26億5,497万1,000円となっております。詳細につきましては、事項別明細書で御説明をいたします。

なお、歳出が伴う特定財源については、歳出のところで御説明をいたします。10ページから11ページをお願いします。

歳入の分です。1款1項の市民税の増につきましては、個人所得税と納税義務者の増と、その

下の固定資産税の増額は、太陽光発電等の償却資産がふえたことによるものです。その下の3項の軽自動車税につきましては、課税方式の変更により増額となっております。

16ページから17ページをお願いします。ここからは歳出です。なお、資料の12月補正予算の概要の主な補正事業の内訳に掲載している事業につきましては、要点の説明とさせていただきます。給与管理につきましては、7月の組織再編での人事異動による組みかえとなっておりますので、以後出てきます給与管理費等については、同じ理由となりますので省略させていただきます。

22ページから23ページをお願いします。2款1項5目の財産管理費、右ページの事業区分5です。入会地分収交付金601万5,000円は、鉄塔用地貸付料等に伴うもので、7団体への交付金となっております。その下の6目の企画費、みらいふるさと寄附金事業につきましては、来年1月から始まります、みらいふるさと寄附金の委託料となっております。一番下の9目、地域振興費の区分1、庄内神楽伝承継承事業につきましては、神楽の広報宣伝業務等となっております、この財源は国の地方創生推進交付金を充てております。

30、31ページをお願いします。3款1項1目の真ん中辺にあります事業区分の3、臨時給付金につきましては、先ほど言いましたように国の補正によるものとなっております。

次が36ページ、37ページです。一番下の段、2項2目、区分1の保育所活動推進事業につきましては、保育所の施設運営費の増額によるものと過年度返納金となっております。運営費につきましては、国県支出金等を充てております。

次が、40ページから41ページです。中段の4款1項1目、予防費の事業区分1、予防接種事業につきましては、乳幼児のB型肝炎ワクチン接種業務となっております。一番下の段の5目、環境衛生総務費につきましては、熊本・大分地震対応事業といたしまして、地震により損壊した家屋の解体・撤去業務とごみ処理、次のページ一番上にあります損壊家屋の解体や撤去に係る補助金となっております、国庫支出金と、その他は災害復旧支援金を充てております。

44から45ページです。一番下の6款1項1目、区分3の就農支援事業100万円につきましては、農業後継者の就農意欲の喚起と定着を図るものということで、県事業となっております、県の2分の1の50万円を充てております。その下、農地中間管理事業につきましては、庄内の2地区で今回新たに行おうということになっております。

46ページから47ページです。区分1の県営基盤整備事業につきましては、予算の組みかえと国の予算配分の減額、それから増額については国の補正予算に伴うものとなっております。

48ページから49ページです。7款1項3目、区分1の観光基盤整備事業につきましては、ツーリストインフォメーションセンター建設に係る費用で、それからTIC周辺の建物事前調査と駅前広場等の改良設計業務委託費となっております。それから、負担金につきましては、TI

C建設周辺の由布院駅ホームの工事費の負担金となっております。

それから、その下、区分2の地震対応事業、これにつきましては、前回、国の復興支援宿泊補助券が12月で終了となることから、1月以降の湯布院地域全体の復興を後押しする補助金として、組みかえを行うものです。

下段の8款1項、土木費の区分2、地震対応の750万円につきましては、里道等の復旧補助金に充てておりまして、これは災害復旧支援金を充てているところでございます。

50から51ページ、2段目の2項1目、道路維持事業の増額につきましては、挾間町三船にある管渠のつけかえ工事となっております。

62ページから63ページをお願いします。上段の10款6項1目、地震対応事業の分につきましては、庄内と湯布院町の公民館の修繕事業の補助金となっており、これにつきましては、災害復旧支援金を充てております。

最後に、66ページから67ページの分の財源内訳です。これ、体育施設災害復旧については、B&Gからの補助金がありましたので、一般財源からの組みかえを行っております。

69ページの一般職の真ん中にある職員手当の内訳について、通勤手当につきまして529万円の減額をしております。これは、本庁舎方式への今回、7月からありましたので、今回、減額をしております。成果があらわれているんじゃないかなということで思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第123号について詳細説明を求めます。健康増進課長。

○健康増進課長（田中 稔哉君） 健康増進課長でございます。詳細説明をさせていただきます。

議案第123号平成28年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）。

平成28年度由布市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億175万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億3,382万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成28年12月7日提出、由布市長。

内容について御説明をさせていただきます。事項別明細書の6ページ、7ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、3款、4款、5款、7款につきましては、今後の介護給付費の伸びを見込んだことによる予算措置をお願いするものでございます。また、7款1項3目、その他一般会計繰入金210万円につきましては、第7期の介護保険事業計画策定に伴う調査費の事務費を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に8ページ、9ページをお願いいたします。歳出でございますが、1款5項1目、計画策定

委員会費 210万円につきましては、第2期の介護保険事業計画策定事業に係る事務費でございます。それから、2款につきましては、今後の介護給付費の伸びを見込んだ予算措置でございます。

次、10ページから11ページをお願いいたします。4款1項1目、介護予防生活支援サービス事業費は、国保連合会のシステムの整備がくれたために、由布市がこの事業を直営で審査支払事務を行うことによるために、負補交から委託料へ組みかえるものでございます。また、4款2項1目、一般介護予防事業費は、介護予防・地域支え合い事業費の一部を第7期の介護事業計画策定事務へ組みかえを行うものでございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第124号及び議案第125号について、続けて詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（大久保隆介君） 水道課長でございます。議案第124号及び議案第125号につきまして、詳細説明を申し上げます。

議案第124号平成28年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。平成28年度由布市の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,028万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億45万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成28年12月7日提出、由布市長。

事項別明細書により御説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。まず、歳入でございます。7款2項1目、雑入につきましては、これは消費税確定申告による還付金1,028万4,000円を増額補正するものでございます。

次に、8ページ、9ページをお開きください。歳出でございます。1款1項1目、総務管理費、9ページの事業別説明。区分1、総務管理費につきましては、7節、賃金は嘱託職員の通勤手当によるもので、25節、積立金は歳入補正額と歳出補正額との差額分を積み立てるものでございます。次に、区分2、給与管理費につきましては、人事異動等によるものでございます。

次に、議案第125号でございます。

議案第125号平成28年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）。総則第1条、平成28年度由布市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、平成28年度由布市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

款の項目の補正予定額と計のみ、読み上げさせていただきます。

支出、第2款、水道事業費用補正予定額、マイナス46万8,000円。計6億2,601万6,000円。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条本文括弧書き中、「不足する額2億2,274万4,000円を」、「不足する額2億2,352万7,000円」に、「過年度分損益勘定留保資金2億2,744万4,000円」を「過年度分損益勘定留保資金2億2,352万7,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

2ページ目をお開きください。支出、第4款、資本的支出、補正予定額78万3,000円。計4億907万3,000円。

次に、議会の議決を得なければ流用することができない経費、第4条。予算第9条に定める経費の金額を次のように改める。(1)職員給与費、補正予定額、マイナス381万3,000円、計7,419万9,000円。平成28年12月7日提出、由布市長。

詳細につきましては、補正予算説明書で御説明させていただきますので、4ページ目をお開きください。

まず、収益的支出ででございます。

2款1項2目、配水及び給水費の18節修繕費、22節材料費及び4目総係費の3節手当の時間外勤務手当につきましては、これは震災による不足分の増額でございます。4目総係費の15節委託料につきましては、今回、企業会計システム更新をいたしますので、それに伴います旧システムのデータ抽出によるものでございます。その他給料手当につきましては、人事異動によるものでございます。

5ページ目をごらんください。資本的支出でございます。4款1項1目、上水道施設費の増額補正につきましても、人事異動によるものでございます。6ページ以降は、給与費の明細書でございます。

以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第126号について詳細説明を求めます。

教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（安部 文弘君） 教育次長でございます。

議案第126号について詳細説明を行います。

議案第126号由布市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について。由布市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成28年12月7日提出、由布市長。

本改正につきましては、議案第110号及び111号同様、人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じ、教育委員会教育長の期末手当の支給月数を0.1月引き上げ、3.0月とする改正

を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（溝口 泰章君） ここで、暫時休憩します。

午後0時02分休憩

.....

午後0時02分再開

○議長（溝口 泰章君） 再開します。

お諮りします。ただいま市長から追加の議案2件が提出されております。ついては、この提出議案2件を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 異議なしと認めます。よって、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1. 議案第127号

追加日程第2. 議案第128号

○議長（溝口 泰章君） それでは、追加日程第1、議案第127号由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、及び追加日程第2、議案第128号由布市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、上程されました議案2件につきまして、提案理由を御説明いたします。

議案第127号由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、並びに議案第128号由布市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第127号につきましては、介護休暇の分割取得、介護時間の新設及び介護のための所定外労働の免除義務などの改正を行うもので、議案第128号につきましては、育児休業等の対象となる子どもの範囲の見直しなどについて改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（溝口 泰章君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、ただいま上程されました議案について、続けて詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（衛藤 公治君） 総務課長です。

議案第127号、128号について詳細説明をさせていただきます。

まず、議案第127号でございます。議案第127号由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成28年12月7日提出、由布市長。

次ページをお開きください。第9条の2につきましては、育児を行う職員について、第1項で深夜勤務についての制限、第2項で正規の勤務時間外の勤務についての制限、第3項で臨時または緊急の場合に正規の勤務時間以外に命じる勤務時間の制限を定めております。

現行では、第4項におきまして、第16条に規定する要介護者を介護する職員について、第1項、第3項で定める制限を準用しておりますが、今回、第2項の規定につきましても、第16条に規定する職員について準用する改正を行うものでございます。介護休暇を定めております第16条第1項につきましては、職員の申し出による介護休暇の取得可能期間を6月の範囲内で、1つの要介護状態ごとに3回まで介護休暇の分割取得ができる措置とする改正を行うものでございます。

また、16条の2につきましては、介護休暇とは別に介護時間を新設し、3年の期間内に、1日につき2時間の範囲内で介護のために勤務しないことが承認されることとする改正を行うものでございます。

なお、この条例の施行期日につきましては、附則により平成29年1月1日からというふうにしております。

続きまして、議案第128号をお願いいたします。議案第128号由布市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。由布市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成28年12月7日提出、由布市長。

次のページをお開きください。第2条の2及び第3条、第10条につきましては、育児休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の看護期間中の子及び養子縁組に里親に委託されている子などを加えることによる改正を行うものでございます。第18条につきましては、議案第127号で提案しております介護時間の新設により、部分休業の承認について、1日につき2時間から育児時間と介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲で行うものとする改正を行うものでございます。

この条例につきましても、附則で施行日を29年1月1日としております。以上です。

○議長（溝口 泰章君） 以上で、各議案の詳細説明が終わりました。

○議長（溝口 泰章君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は、12月9日午前10時から一般質問を行います。

なお、一般質問通告書追加分の提出締め切りは、明日正午までです。また、議案質疑に係る発言通告書の提出締め切りは、明後日正午までとなっておりますので、厳守をお願いいたします。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

午後0時09分散会
